

(3) 料金の額及びその徴収期間
別紙3を次のとおり改める。

別紙3中、2.のうち、「平成72年6月22日」を「平成72年6月1日」に改める。

別紙3中、別添3のうち、

「

	宇都宮	
鹿沼		11.5

」を「

	大谷スマート	5.5	宇都宮
鹿沼		6.0	11.5

」に、

「

	国見	
福島飯坂		11.1

」を「

	福島北ジャンクション	6.5	国見
福島飯坂		4.6	11.1

」に、

「

	三芳スマート	7.3	川越
所沢		—	11.8

」を「

	三芳スマート	7.3	川越
所沢		4.5	11.8

」に、

「

	浪江	
常磐富岡		14.3

」を「

	大熊	5.3	浪江	
	双葉	5.0	10.3	
常磐富岡		4.0	9.3	14.3

」に改める。